

大規模小売店舗立地法に基づく意見の集約について

令和5年9月11日付け東京都公報第17900号で公告された大規模小売店舗の届出事項の変更について、大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定により、市として意見を集約し東京都知事へ回答いたします。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称：鈴木ビル

所在地：狛江市東野川三丁目1番6号

2 意見の内容

意見はありません。

3 要望事項

・貴店舗周辺は、狛江市都市計画マスタープランの将来都市構造図において、生活利便施設形成エリアに位置付けており、都市計画道路の事業進捗状況等に応じて地域のにぎわいを創出するエリアのため、土地利用の変更の検討の際には将来に向けて望ましいまちづくりの在り方を狛江市や地域と連携して検討していただきたいと考えます。

・狛江市道第25号線（みつおさ通り）は、こまバス（コミュニティバス）の運行路線です。これを踏まえて、貴店舗駐車場の出入車両や歩行者を含めた円滑な通過交通等、状況に応じた交通安全の配慮をお願いします。